全国産業廃棄物連合会

循環型社会のさらなる促進へ

業の果たすべき役割と責務を明記

全国産業廃棄物連合会はこのほど、「資源循環を促進するための産業廃棄物処理産業の振興に関する法律案（仮称）大綱」を公表した。廃棄物処理法の制定50年を迎える2020年を大きな節目として、その後の半世紀における同業界の方向性を強く意識したもの。法案大綱では、循環型社会形成のさらなる促進に向け、産業廃棄物処理産業の果たすべき役割と責務を明記。同業界がその責務を果たし、さらに健全に発展することで、それら社会の実現に寄与することを強調している。法案大綱について、取りまとめの経緯や提案理由も含め紹介する。

全国産業廃棄物連合会は14年8月から、法制度対策委員会（委員長：永井良一・連合会副会長）のもとに設置した「産業廃棄物処理業の業法を含めた振興策の検討に関するタスクフォース」（座長：加藤三郎・環境文明21共同代表）を中心に、同業界の振興方策の具体化に向けて検討を開始した。

タスクフォースの活動

タスクフォースの活動は、第1期（タスクフォース1、14年8月～15年11月）と第2期（タスクフォース2、16年5月～17年8月）に分かれる。

タスクフォース1は、同業界と関係の深い有識者等へのヒアリングを行った他、会員の産業廃棄物処理業者に対するアンケート調査を実施。これらのヒアリングおよび調査の結果を踏まえながら、合計13回の会合を開いて議論を進め、15年11月に報告書を発表した。

報告書では、同業界の振興方策の骨格となる次の6項目の提言が行われた。

①資格制度の創設
②研修等による人材育成―「仮称・資源循環アカデミー」の検討
③技術レベルの向上
④リサイクル品の品質基準の明確化と利用促進
⑤海外展開
⑥連合会と都道府県産業廃棄物協会の役割と機能の強化

女性の活躍の場の拡充等についても今後の重要な課題として検討した。

続くタスクフォース2では9回の会合を開き、タスクフォース1の報告書における6つの提言の具体策と法的手段、そして全体を包み込む法的枠組みを検討した。そして、その法的枠組みの考え方として論点整理されたものが今回の振興法案大綱である。

法案大綱は、同連合会の法制度対策委員会での検討を経て10月10日の連合会政治連盟理事会、翌11日の連合会理事会で了解された。

提案理由

産業廃棄物処理業は1970年の廃棄物処理法により誕生した。産業廃棄物処理産業は、ほぼ全ての事業活動から排出される産業廃棄物の委託処理を通じて、日本の産業社会を長らく支え、2020年には満50年を迎える。産業廃棄物の年間発生量は4億トンであり、市町村が単体で処理をする一般廃棄物の約9倍である。

産業廃棄物処理産業は、悪貨が良貨を駆逐するといわれた以前の構造から、排出事業者の処理責任の一層の強化と優良事業者の認定増加のため、良貨が悪貨を駆逐する構造へと転換が進みつつある。さらに、循環型社会への寄与のため、産業廃棄物業界が担う役割は重要となっており、産業廃棄物処理の単なる受け手から、産業廃棄物から資源やエネルギーを製造する創り手へと変貌する必要がある。また、災害時の廃棄物の処理の担い手として、さらに、途上国における廃棄物処理を人的・技術的に支える者として、より公的な役割も期待される。

しかしながら、産業廃棄物処理産業の企業は、ほとんどが中小企業であり、このようなニーズや期待に応えるにあたっては、人材の育成、技術の向上、事業の成長と高度化といった面で困難なことが多い。排出事業者の良きパートナーとして安心して処理委託を受けられる処理業者の確保にとって、その法的枠組みの考え方として論点整理されたものが今回の振興法案大綱である。

法案大綱は、同連合会の法制度対策委員会での検討を経て10月10日の連合会政治連盟理事会、翌11日の連合会理事会で了解された。

提案理由

産業廃棄物処理業は1970年の廃棄物処理法により誕生した。産業廃棄物処理産業は、ほぼ全ての事業活動から排出される産業廃棄物の委託処理を通じて、日本の産業社会を長らく支え、2020年には満50年を迎える。産業廃棄物の年間発生量は4億トンであり、市町村が単体で処理をする一般廃棄物の約9倍である。

産業廃棄物処理産業は、悪貨が良貨を駆逐するといわれた以前の構造から、排出事業者の処理責任の一層の強化と優良事業者の認定増加のため、良貨が悪貨を駆逐する構造へと転換が進みつつある。さらに、循環型社会への寄与のため、産業廃棄物業界が担う役割は重要となっており、産業廃棄物処理の単なる受け手から、産業廃棄物から資源やエネルギーを製造する創り手へと変貌する必要がある。また、災害時の廃棄物の処理の担い手として、さらに、途上国における廃棄物処理を人的・技術的に支える者として、より公的な役割も期待される。

しかしながら、産業廃棄物処理産業の企業は、ほとんどが中小企業であり、このようなニーズや期待に応えるにあたっては、人材の育成、技術の向上、事業の成長と高度化といった面で困難なことが多い。排出事業者の良きパートナーとして安心して処理委託を受けられる処理業者の確保にとって、環境をいかに促進するかが重要な課題です。この資源循環の中核となるべき産業が、排出事業者からの産業廃棄物の適正処理を担っている産業廃棄物処理産業（＊1）です。

法案の名称には「廃棄物処理業の振興」を謳っていますが、この法案の目的は、事業者、国民、地方公共団体の負担でできる限り低減されるよう、産業廃棄物処理産業の振興によって、環境負荷ができる限り低減される循環型社会の実現を促進することです。

この目的を達成するため、法案には、まず第1に「産業廃棄物処理産業を営む事業者の責務」を規定し、その後に「事業者および国民の協力」、「環境大臣による産業廃棄物処理産業振興基本方針の策定」「国および地方公共団体の施策」などの必要な事項を定めます。

（＊1）「産業廃棄物処理産業」とは、廃棄物処理法第14条および第14条の4に規定されている「産業廃棄物処理業」または「特別管理産業廃棄物処理業」をいう。

2、法案の概要

2―1　産業廃棄物処理産業を営む事業者の責務

法案の前提として、産業廃棄物処理産業を営む事業者は、その事業活動において9つの責務を果たすことを定めます。これは産業廃棄物処理産業の意志を示すものです。

①循環資源（＊2）の循環的な利用（＊3）および処分
・できる限り産業廃棄物の循環的な利用を行うこと。
・産業廃棄物の循環的な利用が困難な産業廃棄物の処分については、環境保全上の支障が生じないよう適正に行うこと。
・循環的な利用が困難な産業廃棄物の処分のうち、特に埋立処分を行う事業者は環境保全が図られた最終処分場を確保し、適正に埋立処分を行うこと。

（＊2）「循環資源」とは、循環型社会形成推進基本法第2条第3項に規定されている「循環資源」をいい、この法案では主に再生利用や熱回収に利用される産業廃棄物を指す。

（＊3）「循環的な利用」とは、循環型社会形成推進基本法第2条第4項に規定されている「循環的な利用」をいい、この法案では主に再生利用および熱回収を指す。

②環境への負荷の低減
・温室効果ガスの排出、水質汚濁物質の排出等による環境への負荷を、できる限り低減すること。
③非常災害により生じた廃棄物の処理への協力
・国または地方公共団体が実施する災害廃棄物処理に対し、積極的に協力すること。
④情報の公開
・環境報告書を公表するなど、その事業活動に係る環境配慮等の情報を公表すること。
⑤人材の育成
・高度で広範な産業廃棄物の循環的な利用、産業廃棄物の適正な収集運搬および処分を促進するための人材を育成すること。
⑥技能実習への協力
・人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術または知識の移転に資するため、外国人の技能実習に協力をすること。
⑦技術開発の推進
・産業廃棄物の再生利用に資する技術、産業廃棄物を適正に収集運搬または処分するための技術、熱回収の技術などの技術開発に取り組むこと。
⑧労働安全衛生の向上
・産業廃棄物の循環的な利用、産業廃棄物の適正な収集運搬および処分の業務に携わる従業員等の労働安全衛生の確保および向上に取り組むこと。
⑨地域社会の健全な発展への貢献
・環境保全や雇用の拡大などを通じて、地域社会の健全な発展に貢献すること。
・最終処分場の跡地の有効利用に取り組むこと。

2―2　事業者の協力等

この法案の目的を達成するため、広く事業者および国民に協力いただきたい2つの事項を定めます。

①排出事業者による情報の提供等
・国および地方公共団体は、この法案の目的の達成に資する優良な事業者の負担を軽減する措置を講ずること。
・国および地方公共団体は、優良な事業者が協同して事業を行う場合の規制緩和等の措置を講ずること。
②循環法制度に当たっての環境への負荷の低減等のための配慮
・地方公共団体は、環境負荷の低減に資する産業廃棄物処理施設への変更や、高度で広範な産業廃棄物の循環的な利用等に資する産業廃棄物処理施設への変更に係る許可申請等の手続きを迅速に行うなど、環境への負荷の低減等が産業の振興に関し必要な事項

2―4　国および地方公共団体の施策等

この法案の目的を達成するため、国および地方公共団体に取り組んでいただきたい11の事項を定めます。

①人材の育成
・国および地方公共団体は、産業廃棄物処理産業を担う人材を育成するため、研修の実施、資格制度の創設などの措置を講ずること。
②優良な事業者による事業の促進
・国および地方公共団体は、この法案の目的の達成に資する優良な事業者の負担を軽減する措置を講ずること。
・国および地方公共団体は、優良な事業者が協同して事業を行う場合の規制緩和等の措置を講ずること。
③循環法制度に当たっての環境への負荷の低減等のための配慮
④研究開発の推進等
・国および地方公共団体は、産業廃棄物処理産業の振興のために必要な研究開発の推進およびその成果の普及、研究開発を行う者への支援を講ずること。
⑤普及啓発
・国および地方公共団体は、産業廃棄物処理産業に対する国民の理解を深めるための措置を講ずること。
⑥援助
・国および地方公共団体は、産業廃棄物処理産業を営む事業者が「産業廃棄物処理産業振興基本方針」に即した経営ができるよう、情報の提供、財政上等の措置を講ずること。

2―5　産業廃棄物処理事業者団体

この法案の目的を達成するため、産業廃棄物処理産業の事業者団体の責務を定めます。

2―6　その他

この法律の施行後、5年を経過したときの見直しを定めます。

・産業廃棄物の処理を委託する排出事業者は、その産業廃棄物の循環的な利用および処分が適正に行われるよう、必要な情報の提供等に努めるとともに適切な費用を負担すること。
②事業者および国民による再生品の使用
・事業者および国民は再生品の使用に努めること。

2―3　産業廃棄物処理産業振興基本方針

この法案の目的を達成するため、環境大臣は6つの事項について「産業廃棄物処理産業の振興に関する基本方針」を策定することとします。

①産業廃棄物処理産業の振興の意義およびその基本的な事項
②産業廃棄物処理産業を営む事業者に期待される事項
③国が講ずべき措置
④地方公共団体が講ずべき措置
⑤産業廃棄物処理産業の事業者団体その他関係団体に期待される事項
⑥その他、産業廃棄物処理産業の振興に関し必要な事項

2―4　国および地方公共団体の施策等

この法案の目的を達成するため、国および地方公共団体に取り組んでいただきたい11の事項を定めます。

①人材の育成
・国および地方公共団体は、産業廃棄物処理産業を担う人材を育成するため、研修の実施、資格制度の創設などの措置を講ずること。
②優良な事業者による事業の促進
・国および地方公共団体は、この法案の目的の達成に資する優良な事業者の負担を軽減する措置を講ずること。
・国および地方公共団体は、優良な事業者が協同して事業を行う場合の規制緩和等の措置を講ずること。
③循環法制度に当たっての環境への負荷の低減等のための配慮
④研究開発の推進等
・国および地方公共団体は、産業廃棄物処理産業の振興のために必要な研究開発の推進およびその成果の普及、研究開発を行う者への支援を講ずること。
⑤普及啓発
・国および地方公共団体は、産業廃棄物処理産業に対する国民の理解を深めるための措置を講ずること。
⑥援助
・国および地方公共団体は、産業廃棄物処理産業を営む事業者が「産業廃棄物処理産業振興基本方針」に即した経営ができるよう、情報の提供、財政上等の措置を講ずること。

2―5　産業廃棄物処理事業者団体

この法案の目的を達成するため、産業廃棄物処理産業の事業者団体の責務を定めます。

2―6　その他

この法律の施行後、5年を経過したときの見直しを定めます。

・産業廃棄物の循環的な利用を促進するため、産業廃棄物を原材料とする再生品の品質基準および利用基準を設定すること。
・当該基準を満たした再生品の利用が、環境保全上の支障がないことを周知すること。
・国および地方公共団体は、率先して再生品を使用すること。
・国および地方公共団体は、再生品の利用先に関する情報の収集および提供等の措置を講ずること。
⑤最終処分場の確保
・国および地方公共団体は、環境の保全が図られた最終処分場の確保を図ること。
⑥地球温暖化対策支援
・国および地方公共団体は、産業廃棄物処理産業における地球温暖化対策を推進するため、経済的支援等の措置を講ずること。
⑦海外展開の支援
・国および地方公共団体は、事業者が海外に展開するために必要な情報の提供等の措置を講ずること。
⑧開発途上国の処理困難な循環資源の本邦での適正な処理の推進
・国および地方公共団体は、開発途上国において循環的な利用または処分が困難な循環資源のうち、我が国で適切に循環的な利用または処分が可能なものについては、それが進むよう措置を講ずること。
⑨援助
・国および地方公共団体は、産業廃棄物処理産業を営む事業者が「産業廃棄物処理産業振興基本方針」に即した経営ができるよう、情報の提供、財政上等の措置を講ずること。
⑩普及啓発
・国および地方公共団体は、産業廃棄物処理産業に対する国民の理解を深めるための措置を講ずること。
⑪援助
・国および地方公共団体は、産業廃棄物処理産業を営む事業者が「産業廃棄物処理産業振興基本方針」に即した経営ができるよう、情報の提供、財政上等の措置を講ずること。

2―5　産業廃棄物処理事業者団体

この法案の目的を達成するため、産業廃棄物処理産業の事業者団体の責務を定めます。

2―6　その他

この法律の施行後、5年を経過したときの見直しを定めます。

タスクフォース1メンバー

座長　加藤三郎氏（NPO法人環境文明21共同代表）
加藤宣行氏（加藤商事代表取締役社長）
川本義勝氏（全国産業廃棄物連合会政治連盟業法担当理事）
畠田康弘氏（市川環境エンジニアリング秘書役）
杉田昭義氏（杉田建材常務取締役）
橋詰博樹氏（多摩大学グローバルスタディーズ学部教授）
藤枝慎治氏（萬世リサイクルシステムズ代表取締役）
藤村コノエ氏（3R活動推進フォーラム理事、NPO法人環境文明21共同代表）

タスクフォース2メンバー

伊藤哲夫氏（京都大学公共政策大学院特別教授）
座長　加藤三郎氏（NPO法人環境文明21共同代表）
加藤宣行氏（加藤商事代表取締役社長）
川本義勝氏（全国産業廃棄物連合会政治連盟業法担当理事）
杉田昭義氏（杉田建材常務取締役）
仲田陽介氏（全国産業廃棄物連合会青年部協議会会長）
橋詰博樹氏（多摩大学グローバルスタディーズ学部教授）
藤枝慎治氏（グーン代表取締役会長）
藤村コノエ氏（3R活動推進フォーラム理事、NPO法人環境文明21共同代表）
二木玲子氏（東京都産業廃棄物協会女性部部長）

50音順

平成29年11月15日
環境新聞